

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

八潮市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 国保年金課

国民健康保険の保険税は、国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き国民健康保険税で賄うこととなっております。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 国保年金課

国民健康保険税率の算定に当たり必要となる保険税総額は財政運営の責任主体である県が算定しており、それを各市の被保険者数や所得水準などに応じた目安として示しているのが市町村標準保険税率となっております。

保険税水準の統一は、ともに埼玉県が保険者でありながら、県内の市町村ごとに保険税水準が異なることによる不公平感の改善につながるものと考えています。

なお、保険税水準の統一に当たっては被保険者間の公平性を図るため、すべての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むことができるよう、慎重な検討が進められています。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行って

ください。

【回答】国保年金課

埼玉県の第2期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和8年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。

国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要性があり、法定外繰入金の活用については、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き、国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

また、保険税水準の統一は、ともに埼玉県が保険者でありながら、県内の市町村ごとに保険税水準が異なることによる不公平感の改善につながるものと考えています。

なお、保険税水準の統一に当たっては被保険者間の公平性を図るため、すべての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むことができるよう、慎重な検討が進められています。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」と規定されていることから、18歳までの子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、18歳未満の子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくこととなります。

当市の国民健康保険税条例は、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しており、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に年齢や総所得金額で一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国保年金課

当市の保険税率の見直しに当たっては、県が示した標準保険税率を参考に当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、被保険者の負担が大きくならないよう、見直しを行っています。

今後につきましても市の実情を勘案し、加入者の負担が偏りすぎず、また、大きくならないよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」規定されていることから、子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくこととなります。

なお、未就学児に係る均等割額の軽減措置については令和3年度の改正に合わせ、当市においても令和4年度から実施しています。

また、子どもに係る均等割額の軽減措置の拡充については、埼玉県国保協議会を通じ、国への要望活動を継続して行っています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な課題があったことから、国は、財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

埼玉県の第2期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和8年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。

このため、法定外繰入金金の活用については、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き、国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めています。税率の改定に当たっては、基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っています。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、短期被保険者証を交付しています。

短期被保険者証は、保険税の滞納者対策を目的とし、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて早期に対応するために用いています。

対象の被保険者には、納付相談を促す通知を送付した上、納付相談の有無やその内容、又は納付状況によって、一般被保険者証あるいは短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、滞納がない方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】国保年金課

当市では、住所不明以外の保険証の窓口留置は行っていません。

今後においても、速やかに保険証を被保険者の手元に届けることができるよう、手続きの迅速化に努めていきます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、資格証明書を交付しています。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に、保険税の滞納者対策を目的として、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて対応するために用いています。

対象の被保険者には、「返還予告通知書及び弁明の機会付与通知書」を経て、「返還を求める通知書」を送付した上、納付の状況などによって、資格証明書又は短期被保険者証あるいは一般被保険者証を交付しています。

なお、18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国税の7割軽減に該当している方については、資格証明書は交付せず、短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないように、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】国保年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化については、従来の健康保険証では不可能であった過去の服薬情報や特定健診の結果など、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となることが期待されています。

また、マイナ保険証を持たない方への対応として、「資格確認書」を発行することとなり、その詳細な取扱いについて、現在国で検討されているところです。

今後の取扱いについては、国の動向を注視しながら、保険者として適切な対応に努めたいと考えています。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】 国保年金課

当市においては有効期間を6か月とした短期被保険者証を交付しています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 国保年金課

当市の国民健康保険税条例には、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しています。

いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額が一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

なお、低所得世帯については、所得申告を行うことで、均等割額の7割・5割・2割軽減が適用される場合が多いため、積極的に所得申告の勧奨を行い、国保税の適正な賦課に努めています。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 国保年金課

一部負担金の減免については、「八潮市国民健康保険に関する規則」に規定しており、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、国の通知に基づき、生活保護基準見直し前の「生活保護基準×1.1倍以下」となる基準で運用しています。

また、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、県の方針を踏まえつつ運用していきたいと考えています。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国保年金課

国の通知に基づき、八潮市国民健康保険に関する規則に規定した「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」の様式に記入する事項には、被保険者証の記号番号、療養の給付を受ける方の氏名、生年月日など申請者に関する基本的事項のほか、療養の給付に係る傷病名、治療見込み期間などの必要事項に限られていますので、項目の省略等は難しいものと考えています。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免の対象者は、「八潮市国民健康保険に関する規則」の基準を満たす方に限られますので、一部負担金の減免の措置を受けようとする方は、あらかじめ市役所に申請いただき、適用の審査を行う必要があります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】納税課

国民健康保険税を含む市税の滞納については、自主納付を促すために催告書等を送付し、納付を喚起しています。また、納期内納付が困難な方に対しては、納税相談を実施の上、生活状況を考慮した納税計画による納付を求めています。

さらに、多重債務やDV等の生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対しては、相談先を案内する等のアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】納税課

滞納処分については、納期限内に納税した多くの方との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、それらを除外の上、執行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】納税課

売掛金が給与と異なる性質であることは十分理解した上、差押えに至るまでには相当な手順を尽くしています。また差押えになったとしても、場合によっては個々の状況に応じた対応をするなど、柔軟な対応をしています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】納税課

納税相談で、収入、支出および所有財産の状況を確認し、課税額と納付能力に乖離があると判断した方に対しては、実情に見合った納付計画を立てるなど、個々の納税者の状況を踏まえて対応しています。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】国保年金課

健康保険法に基づく傷病手当金は、被保険者が病気等の治療と仕事の両立を図る環境を確保するために整備されたものであります。

一方、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、時限的な措置として、国の基準に基づき、対象者を被用者に限定したものです。被用者以外の支給にかかる財政支援については、今般の傷病手当金の支給が時限的に行われるものであるため、国・県への要請の予定はありません。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】 国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援が行われるものです。

傷病手当金は、被保険者が納める保険料を財源とした保険財政に余裕がある場合などに、自主的に行うことができる任意給付とされておりますので、恒常的な施策とすることは考えていません。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 国保年金課

本市の委員の定数は、八潮市国民健康保険条例第2条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員として規定しています。

被保険者を代表する委員については、公募を実施しています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保年金課

八潮市国民健康保険運営協議会では、市民や市内の医療機関に従事する委員の皆様に、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や審議を行っていただき、会議の結果については、市ホームページにおいて周知しています。

また、「国民健康保険保健事業実施計画」等の計画を策定する際には「パブリックコメント」を実施するなど、機会を捉えて幅広い意見の聴取に努めています。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】 国保年金課

国民健康保険被保険者における特定健康診査の一部負担金については、令和5年度より、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 国保年金課

特定健診は、市内指定医療機関に委託しており、がん検診は、委託医療機関に委託して実施

しています。それぞれの委託を受けている医療機関であれば、同時に受診することができます。

③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 国保年金課

第3期八潮市特定健康診査等実施計画では、令和5年度受診率目標値を60%と定めています。特定健診の受診率については、受診率向上対策の成果が現れ、徐々に受診率は向上しているものの、目標値を下回っており、特に、40代から50代の年齢層の受診率が低い傾向にあります。

このため、令和5年度は、令和4年度に実施した特定健康診査の未受診者に対するアンケート調査を踏まえ、特定健康診査の一部負担金について、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 国保年金課

特定健康診査や特定保健指導の受託事業者については、良質なサービスが低廉に供給されるよう、高齢者の医療の確保に関する法律等で具体的に委託できる者の基準が定められており、また、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報の適正な管理を行っています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 国保年金課

八潮市一般会計における令和5年3月31日現在の財政調整基金残高は、3,864,086,418円となっています。

② 高すぎる国保税を引き下げするために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、法律に基づく公費負担分を除く国保事業は国民健康保険税で賄われることとなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めています。税率の改定に当たっては、国民健康保険財政調整基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っており、一般会計における財政調整基金の活用は考えていません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】国保年金課

後期高齢者の医療費を賄うために、現役世代は、収めた健康保険料から年7兆円の規模を拠出しており、令和7年度には、年8兆円規模に上ると見込まれています。現役世代の健康保険料の上昇を抑えるため、後期高齢者の一部負担割合を見直すことと認識しています。

なお、後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しについては、必要な医療への受診抑制につながらないように低所得者に十分配慮するよう、国民健康保険中央会を通じて国へ要望しています。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】国保年金課

窓口負担2割化は、増加する後期高齢者の医療費における現役世代の健康保険料の上昇を抑えるため、後期高齢者の一部負担割合を見直すこととしたと認識しています。

このため、市の独自財源による軽減措置では、この社会的課題に対する解決策に繋がらないため、現時点では考えていません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を実施し、被保険者の健康状態の把握や治療の継続等に係る支援を行っています。

高齢者への見守りについては、関係課による高齢者施策で実施しています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】国保年金課

長寿・健康増進事業として、令和3年度から、後期高齢者医療広域連合からの交付金の対象となる人間ドック費用の補助を開始しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】国保年金課

後期高齢者医療制度における保健事業では、特定健診と同様の内容である健康診査を無料で実施するとともに、75歳到達者を対象に健康長寿歯科健診を実施しており、さらに、人間ドック及び脳ドック受診者に対しては一人当たり2万円を上限とする補助を行っています。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】国保年金課

健康保険による給付の範囲は、保険医が、治療上必要があると認め、疾病または負傷の治療を行うことを目的とした診療、薬剤の支給、治療用装具に係る給付に限られています。

このため、日常生活に役立てることを目的とした眼鏡や補聴器等については、健康保険による給付の対象外であると認識していますので、国、県、広域連合への要請を行うことは、現在考えていません。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康増進課

埼玉県では、埼玉県地域保健医療計画や同計画の一部である埼玉県地域医療構想により、将来にわたり持続可能で、かつ、質の高い保健医療体制の確保を目指し、様々な施策の方向性を示しています。また、限られた医療資源を効率的に活用する「医療機能の分化と連携」を推進しています。

特に、外来診療や在宅医療などの身近な医療は、できるだけ住み慣れた地域で過不足なくサービスが受けられる体制を整備していくとしており、当市でも、県が開催する埼玉県東部地域医療構想調整会議等の場を通じて、地域の実情に即した医療提供体制の整備について、要請していきたいと考えています。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康増進課

当市では、資格を持ちながらも就労していない潜在看護師等の職場復帰支援と病院等施設での看護職員不足を改善するために、埼玉県及び埼玉県看護協会が主催する「再就業技術講習会」やハローワークが開催会場となる「看護職巡回就職相談」に関するチラシを保健センター内に設置し、相談があった際には案内を行っています。

また、保健師、助産師、看護師等の資格を有する方が、退職などの際に、氏名、連絡先等の届け出を行うことの勧奨に関するチラシも設置しています。

その他にも、今後、国・県への申し出の機会がありましたら、医療従事者の確保や処遇改善につながる施策の実施を求めていきます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康増進課

保健センターの事業は、健康相談、保健指導、健康診査、予防接種、母子保健など多岐に渡っており、事業を円滑かつ安定的に実施していくためには、十分な人員を事業に従事させるとともに、経験の豊富な職員の有する知識を効率的に共有していくことが非常に重要であると認識しています。

このため、保健師職に関しては、計画的に新規職員の採用を行い、抜本的な人員体制の強化を図るとともに、課内での研修や教育体制の充実化に努め、業務に関するノウハウの伝承や共有等を日常の業務を通して適宜行っています。

また、産休・育休代替保健師として会計年度任用職員を任用しており、保健センターの事業の実施のため、総合的な人員の確保を行っています。

保健センターに求められる役割は、社会情勢や保健衛生に関する状況の変化により、今後さらに多様化、高度化するものと考えています。

これらの状況を踏まえ、引き続き必要な人材の確保に努めるとともに、職員間での知識共有等

により、保健センター事業の安定的な継続を図っていきたいと考えています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康増進課

当市と当市地域を所管する草加保健所とは、保健事業に関して多様な分野で協力体制を構築し、業務上の連携を行っています。

一方で、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大等の際には、保健所と保健センター双方の業務がひっ迫する状況を経験しており、より効率的な業務の連携や協力等の方法について、相互に検討していく必要があるものと認識しています。

これらの状況を踏まえ、担当者間での業務に関する個々の相談や意見交換などを通じて、保健所の業務の詳細や保健所の組織体制の現状等についてより理解を深めるとともに、今後、国・県への申し出の機会がありましたら、保健所の体制強化等につながる施策の実施を求めています。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康増進課

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行し、これまでの行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の意見を尊重し自主的な取組をベースとしたものに転換することとなりました。

これまで実施してきた濃厚接触者の特定や外出制限等もなくなり、無症状の方を対象に埼玉県が実施してきたPCR検査等無料化事業も令和5年3月末をもって終了し、無症状の方への検査は自費になるなど、大きな転換期を迎えています。

これらを踏まえ、市において社会的検査を実施することは現時点では考えていません。

今後の感染拡大状況や病原性が大きく異なる変異株の出現等により国や県の対応の変更が生じた場合には適宜対応を見直すとともに、今後も、市ホームページ等を活用し、国や県の情報提供に努めていきたいと考えています。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康増進課

1-4-(3)と同様になりますが、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行し、これまでの行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の意見を尊重し自主的な取組をベースとしたものに転換することとなりました。

これまで実施してきた濃厚接触者の特定や外出制限等もなくなり、無症状の方を対象に埼玉県が実施してきたPCR検査等無料化事業も令和5年3月末をもって終了し、無症状の方への検査は自費になるなど大きな転換期を迎えています。

このため、現状においては時間や場所、費用を問わずに市がPCR検査の実施体制を設けることは現時点では考えていません。

今後の感染拡大状況や病原性が大きく異なる変異株の出現等により、国や県の対応の変更が生じた場合には適宜対応を見直すとともに、今後も、市ホームページ等を活用し、国や県の情報提供に努めていきたいと考えています。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。**

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】長寿介護課

令和6年度以降の介護保険制度改定の内容については、厚労省の社会保障審議会において、引き続き検討する方針が出されています。

当市においても、今後の国の動向を注視していきたいと思えます。

2. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】長寿介護課

介護保険料は、介護保険事業計画に定める介護給付費等見込額に基づき算定され、第9期介護保険事業計画は、令和6年度から8年度までの3年間の計画期間としています。

第8期における保険料は、基準額で年額900円の増額改定を行いました。基準額の年額は58,800円（月額4,900円）と県平均の65,772円（月額5,481円）よりも低く、県内63自治体中53番目の保険料となっています。

次期改定に向けましては、高齢者実態調査における分析結果や高齢者保健福祉推進審議会での意見等を踏まえた中で、介護給付費準備基金の取り崩し等を含め、給付と負担のバランスを図りながら慎重に検討します。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】長寿介護課

当市の介護保険料は、令和4年度に引き継ぎ、所得段階が第1段階から第3段階の低所得者の方に対して減額を実施しています。令和4年度の第1段階は29,400円から17,640円に、第2段階は44,100円から29,400円に、第3段階は44,100円から41,160円にそれぞれ減額しています。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】長寿介護課

当市では、利用料の軽減について「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。この事業は、低所得者への負担軽減を図る市独自の制度で、居宅介護サービス等を

利用した際に、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者は自己負担額の 40 パーセント、それ以外の市民税世帯非課税者は自己負担額の 20 パーセントを乗じた額を補助しています。

令和 4 年度は、延べ 3,884 人、11,277,888 円補助しました。

このような補助事業を実施していることから、利用料限度額の上限を超えた分を独自に助成することについては、現在のところ検討していません。

(2) 一昨年 8 月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】長寿介護課

特定入所者介護サービス給付費については、令和 3 年 8 月からの制度改正により所得要件及び資産状況に応じ利用者負担段階及び利用者負担限度額が改められました。当市では令和 4 年度分について令和 5 年 5 月 31 日時点で 505 人に対し認定し、118,217,844 円支給しています。

令和 4 年度認定者のうち現時点で資格のある方 397 人へ、令和 5 年度の申請漏れを防ぐため勧奨通知を送付しており、また利用対象者となるか不明な方や制度改正によって対象とならなかった方から問い合わせがあった際には、適宜説明をしています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とされない助成制度を設けてください。

【回答】長寿介護課

介護保険制度では、施設サービス等を利用したときの食費・居住費について、自己負担が軽減される負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）の制度がありますが、グループホームなどの居宅サービスを利用した場合の食事と居住費の負担軽減される制度はありません。

しかし当市では、低所得者への負担軽減を図る市独自の制度として「八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業」を実施しています。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】長寿介護課

当市では、コロナ禍において、介護予防・生活支援サービス事業を含めた、介護サービスの提供を中止していただく要請は行っていません。

また、国からの通知に基づき、通所型サービスの事業所には、必要に応じ居宅への訪問による介護サービスを提供し、提供したサービスに応じた介護報酬の請求を行えることとしています。

なお、経営が悪化した介護事業所については、機会を捉えて実態の把握に努めていきます。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】長寿介護課

当市では、マスクの不足していた令和 2 年 3 月 10 日から、市が備蓄しているマスクを希望する介護サービス事業所 11 か所に 4,447 枚無料配布しました。

また、令和2年度には国や県から納品されたマスク 251,650枚、消毒液 422.5リットル、使い捨て手袋 211,800枚を配布し、令和3年度には使い捨て手袋 459,900枚、マスク 9,350枚、消毒液 15リットルを配布しました。

今後も市内事業所との情報共有を図りながら、現状の把握に努めていきたいと考えています。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。
公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】健康増進課

介護事業所などの高齢者施設等の従事者や入所者については、これまで市から各施設に連絡し、接種希望者に対して速やかに接種券を発行することで、嘱託医による接種を早期に受けられるよう対応してきました。

今年度は、令和5年春開始接種及び令和5年秋開始接種を実施しますが、これまで同様各事業所において、嘱託医により順次接種を実施する旨を確認しています。

また、従事者につきましては、今回より努力義務や接種勧奨は外されているため、積極的な接種券の発行などの対応はしていませんが、希望に応じて各施設において実施する予定であるとのことでした。

通所サービスの利用者につきましては、多くの方がかかりつけ医等の市内個別接種医療機関で接種していると思われませんが、市外の施設等を利用している場合など、市内の個別医療機関での接種が難しい場合には、その方の状況により個別に相談に応じ、速やかに接種を受けることができるよう接種希望先の調整等を行い、接種を受けられるよう支援しています。

公費による定期的なPCR検査の実施については、1-4-(3)と同様の回答となりますが、令和5年5月8日の5類移行後は検査の公費対応は終了し、自費での検査とされています。5類移行にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や感染した場合の重症度を総合的に判断し国から示されたものであることを踏まえ、定期的なPCR検査を市が実施することは現時点では考えていません。

今後の感染拡大状況や病原性が大きく異なる変異株の出現等により国や県の対応の変更が生じた場合には適宜対応を図るとともに、今後も、市ホームページ等を活用し、国や県の情報提供に努めていきたいと考えています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】長寿介護課

令和4年4月1日現在、市内には特別養護老人ホーム3か所、定員の合計は300床が整備されています。

また、小規模多機能型居宅介護の施設数は2か所、定員の合計は58人分整備しています。

なお、施設や在宅サービスの基盤整備については、今後の高齢者人口の増加などを考慮し、第8期計画期間中に、特別養護老人ホーム1か所、定員100床、小規模多機能型居宅介護2か所、定員の合計58人分の整備を計画しています。このうち、特別養護老人ホームについては、令和6年4月に開所予定となっています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】長寿介護課

高齢者人口が年々増加し、地域包括支援センターに求められる業務やその役割が重要となっています。平成28年度から地域包括支援センターの体制の充実を図るため、各地域包括支援センターの職員を3人から4人に増員しました。今後も地域包括支援センターの役割や業務量などを勘案し、体制の充実について検討します。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】長寿介護課

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化等の所要の措置を講ずることとされており、今後、国や県と連携した取組みがさらに進むよう、介護福祉従事者の離職防止や確保と定着、増員につながる取組みを国・県と検討していきたいと考えています。

なお、当市では年3回、介護保険に関する市内事業者等説明会を開催し、市の施策や介護保険の改正などの情報提供や質疑応答を行い、市内介護サービス事業者等との連携を図っています。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】子ども家庭支援課

ヤングケアラーに対する認知度は、近年少しずつ上がっていますが、未だ十分とは言える状況ではないため、当市では、広報やホームページで周知を行っています。ホームページでは、子どもたちに理解を深めていただけるよう、動画も掲載しています。また、要保護児童対策地域協議会代表者会議においては、啓発冊子を配布するなどして啓発に努めています。

今後も、さまざまな機会を捉えて、周知・啓発に努めるとともに、先進自治体の事例等を参考に、適切な支援が実施できるよう調査・研究していきたいと考えています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】長寿介護課

市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、平成30年度から保険者機能強化推進交付金が、令和2年度から介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

交付金は、地域支援事業の財源である第1号保険料分に充てることとされており、また、当市では第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、3年間で5,900万円の交付を見込んで介護保険料を算定しており、介護保険料の急激な上昇を抑制しています。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】長寿介護課

介護保険制度における国庫負担割合は、介護給付費の居宅給付費が 25 パーセント、施設等給付費が 20 パーセント、また、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費が 25 パーセント、包括的支援事業・任意事業費が 38.5 パーセントと定められています。

引き続き国の動向を注視していきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】障がい福祉課

次期計画の「第 8 次障がい者行動計画・第 7 期障がい福祉計画」策定にあたっては、当事者等に対するアンケート調査や附属機関である自立支援協議会からの意見、国の基本指針等に留意しながら策定していきます。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】障がい福祉課

地域生活支援拠点に関しては、市の附属機関である八潮市自立支援協議会の専門部会において、これまで緊急事例の想定やコーディネーターの役割などについて検討してきたものの、課題が多く、拠点の整備に至っていない状況です。現在は、基幹相談支援センターと他市の事例を参考に具体的な運用方法について協議を行っており、できるだけ早期に整備できるようすすめていきたいと考えています。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

施設整備に対する補助は予算化していませんが、八潮市自立支援協議会の専門部会における意見や近隣市町の動向を参考に調査研究していきたいと考えています。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

次期計画の「第 8 次八潮市障がい者行動計画・第 7 期八潮市障がい福祉計画」の策定にあたり、アンケート調査やヒアリング調査を実施しており、その調査結果からも、グループホームなどの施設の必要性を認識しています。家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困

難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人が、地域での自立した生活を送れるよう支援するため、今後もグループホームを運営する事業者の市内への参入を積極的に促進することとしています。引き続き実態の把握に努め、検討、取り組みを進めていきたいと考えています。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい福祉課

当市の老障介護に係る課題については、地域課題の抽出や地域の相談機関のネットワーク機能の支援を行う八潮市自立支援協議会の「運営会」や、同協議会の専門部会である「相談支援部会」において、市内4地区の地域包括支援センターとの情報の共有、連携強化を図り、体制の整備に努めていきたいと考えています。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】障がい福祉課

職員不足の問題は、障がい者施設に限らず、保育や介護施設でも同様の問題を抱えている状況です。国では、これまで福祉・介護職員等処遇改善加算をはじめ、令和4年4月からは、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付、令和4年10月からは、ベースアップ等支援加算を創設し障がい福祉人材の処遇改善のための取り組みが行われてきました。この加算対象となるには、キャリアパス要件や職場環境要件を満たす必要があることから、より多くの事業所が要件を満たし、必要な人材を確保できるよう速やかに情報提供するとともに、事業所からの相談にも対応していきます。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

重度心身障害者医療費については、令和4年10月から県内医療機関における現物給付を導入しました。受給対象者、支給額が年々増加している中、制度を持続可能なものとするためにも、現物給付の導入にあわせ、年齢制限、所得制限を導入しています。現物給付の導入により、利用者の窓口での自己負担軽減と利便性の向上につながるものと考えています。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】障がい福祉課

今後、県の補助対象が拡大される場合など、県や県内自治体の動向も注視しながら、検討していきたいと考えています。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増え、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】障がい福祉課

行政として二次障がいの理解を深め、相談機関や障がい福祉サービス事業所との共有、さらに医療機関への啓発等についても県や他市町村の動向等を踏まえ検討していきたいと考えています。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】障がい福祉課

現在本市では、障がい者生活サポート事業を実施しています。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

現在本市では、障がい者生活サポート事業を実施しています。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】障がい福祉課

成人障がい者への利用料軽減策については、現在導入の予定はありませんが、近隣市町の状況等調査研究していきたいと考えています。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】障がい福祉課

本市では、初乗り料金の改定に伴い、令和2年度に配付枚数を増やし、障がいのある方の行動範囲の拡大を経済的な側面から支援しています。

現在補助券の交付は行っていませんが、これまで1度の乗車につき1枚の利用であったところ、令和5年度から乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の額である場合は2枚まで利用できることとしています。今後も県の福祉タクシー運営協議会での検討等を踏まえ、利用しやすい制度になるよう検討をすすめていきたいと考えています。

②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入

しないようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業の対象者は身体障がい者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、B、精神障がい者保健福祉手帳1級を交付された方としており、年齢制限及び所得制限はありません。

なお、自動車燃料費補助事業で利用できる自動車は、本人又は生計を同じくする方の所有としており、自力で運転することが困難な場合は、介護又は保護を行う方が利用できることとなっています。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費の補助事業については、各自治体の地域の実情や財政状況等に違いがあることから、地域間格差をなくすことは困難であると考えますが、引き続き、近隣市町の状況を把握し、連携を図っていきたいと考えています。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 社会福祉課

本市では、八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難支援の取り組みを進めています。

この計画では、対象となる要支援者について、高齢者、障がい者、状況によって支援が必要な対象者の区分を定めています。

この中で、高齢者では災害発生時に同居家族から支援を得られない方や、また障がい者及び状況によって支援が必要な方にあっては、自分一人で避難することが困難な方も対象としています。

本市では、家族がいる方であっても、このように必要な支援を受けられない又は自分一人で避難することが困難な方については計画の対象としています。

また、この計画に基づき要支援者ごとに作成する個別避難計画は、3年ごとに見直しを行っており、令和5年度は見直しの年にあたります。今回の見直しに合わせ、個別避難計画の中で、避難場所及び避難経路を記載するよう計画の様式を変更したところであり、今後はこの個別避難計画を基に要支援者と支援者が情報共有を図っていただくこととなります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 危機管理防災課

現在、2か所の特別養護老人ホームと協定を締結し、福祉避難所を指定していますが、各施設には既に入所されている高齢者がいます。このため、施設の被害状況や入所者の安全確保等を確認のうえ、運営体制が整ったのち、必要に応じて開設します。

また、要配慮者のうち一般的な避難所では生活に支障が想定される方を対象とした二次避難所でもあることから、福祉避難所への登録制は困難な状況であり、避難所の要配慮者の状況を

把握したうえで、福祉避難所開設の判断をします。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】危機管理防災課

首都直下地震などの大規模災害へ備え、市では、各家庭等で食糧、生活必需品などの備蓄について、最低でも3日分、できれば7日分をお願いしているところです。

また、救援物資については、住家に被害を受けて避難所に避難した方、旅行者等の他、自宅で生活している方（在宅避難）や避難所以外で避難している方等で救援物資が必要な方に対して、原則避難所での配布を想定しています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】社会福祉課

当市では、八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係団体等とも要支援者情報の共有を進めています。

現在、要支援者の情報については、平常時から災害に備える取り組みとして、市の防災・福祉・保健部局、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、町会・自治会、民生委員・児童委員と共有を図っています。

災害発生時に、上記以外の団体に対し、支援に必要な情報を開示するか否かについては、災害の規模や被害の状況に加え、提供先団体において適切な取り扱いがなされるか否かなどを勘案し、総合的に判断していきたいと考えています。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】危機管理防災課・健康増進課

自然災害と感染症発生とが同時に発生した場合には、防災担当部局と保健担当部局が連携し、対策本部を設置するとともに、全庁的な体制で対応しています。

また、埼玉県では地域の実情に応じた災害時医療体制を整備するため、県保健所ごとに地域災害保健医療調整会議が設置され、管内市町村や医師会等と連携調整を図っています。

当市につきましても、草加保健所地域災害保健医療調整会議に参加しており、自然災害や感染症発生時に迅速に医療救護活動や保健衛生活動等が実施できるよう、当該会議等を通じて、保健所と連携を図りながら、自治体の役割等を明確にしていきたいと考えています。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】障がい福祉課

市内事業所への衛生用品の提供などについて、引き続き国・県からの補助等も含め、情報の周知、共有に努めていきたいと考えています。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】健康増進課

令和5年5月8日の5類移行後は、これまでの入院や自宅療養が求められてきた2類での医療提供体制と異なり、外来診療も含め幅広い医療機関での受け入れ促進が対応できる体制へ移行していくことが見込まれます。

また、入院医療体制については、今後は病院と診療所や病院間での調整が行われる対応が基本となることが県より示されていますが、こちらの所管は県（保健所）となりますので、要望をお伝えします。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】健康増進課

令和5年春開始接種は、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する等重症化リスクの高い方の他、医療従事者や高齢者施設、障がい者施設等の従事者を対象に追加接種をおこなうこととされています。

新型コロナウイルスワクチン接種は、前回接種を受けた日から3か月以上間隔を空けて追加接種を行うこととされており、各々で次回の接種可能日が異なるため、障がい者の方であっても65歳以上の方については、前回接種を受けた日に応じて接種券を発送しています。また、希望する全ての方がワクチン接種を早期に受けることができるよう、十分な接種体制を確保し対応しています。

接種場所については、現在、市内20箇所において実施していますので、日頃からかかりつけ医として受診している医療機関で接種を受けていただくことにより、接種時の不安感など精神的負担の軽減等が図られるものと考えています。

かかりつけ医以外での接種を希望される等の相談があった際には、障がい者の方の状況を踏まえ個別で調整するなど、適切に対応しています。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】障がい福祉課

物価高騰等による事業所維持経費の増大に係る補助金につきましては、埼玉県において、昨年度に引き続き、今年度も補助金の交付を開始すると伺っていますので、当該補助金について、市内事業所へ周知させていただきます。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも 388 疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 人事課

埼玉県では、障害者手帳を所持していない難病患者についても、県の組織「スマートステーション flat」において「会計年度任用職員」として採用を行う考えであると伺っています。

現在、本市では、難病を抱えた職員の有無については把握していませんが、難病の有無に関わらず、職員から体調面に関する相談があった場合には、配属先等について可能な限り配慮を行っているところです。

なお、難病患者の雇用にあたっては、埼玉県の取り組みを参考にしながら、調査・研究していきたいと考えています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

令和 5 年 4 月 1 日現在における保育所等への新規申込児童数は 652 人、入所承諾児童数は 475 人、入所保留児童数は 177 人となっています。

入所保留児童数のうち 138 人は特定の保育所希望や育児休業中などの理由により待機児童数から除外となっており、その他の 39 人が待機児童となっています。(令和 4 年 4 月 1 日は 14 人)

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

令和 5 年 4 月 1 日現在の入所総数は年齢別で、0 歳児は 131 人、1 歳児は 316 人、2 歳児は 337 人、3 歳児は 286 人、4 歳児は 293 人、5 歳児は 279 人、合計 1,642 人となっています。

このうち、弾力化による受け入れ児童数は年齢別で、0 歳児は 0 人、1 歳児は 26 人、2 歳児は 6 人、3 歳児は 12 人、4 歳児は 7 人、5 歳児は 4 人、合計 55 人となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

保育所等の整備については、八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に保育需要の増加が見込まれるため、今後の保育所等の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策としての保育所等の整備について検討していきます。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

育成支援児童の受け入れにあたっては、主に公立保育所において、加配保育士による対応を行っています。また、民間保育所等に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、加配保育士にかかる経費について補助金を交付することで、育成支援児童の受け入れ体制が整うよう支援しています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

「認可外保育施設」が「認可施設」へ移行する予定がある場合には、国の補助金を活用するなどして、円滑な移行を促していきます。

また、保育所等整備交付金等の補助額の増額については、機会を捉えて、要望していきたいと考えています。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 保育課

市内保育施設では、新型コロナウイルスの5類への移行後も、引き続き手洗い、消毒、換気などの基本的な感染症予防対策に取り組むとともに、各家庭には児童の健康観察等のご協力をいただき、安全・安心な保育の提供に努めています。

少人数保育の実施については、保育所等の定員より少ない受け入れ児童数となることで待機児童の増加に繋がる可能性があることから、県内の自治体における少人数保育の実施状況を調査・研究していきたいと考えています。

保育所等における保育士の増員については、公立保育所では必要に応じて採用活動を実施しています。また、民間保育所等については、各保育所等で採用活動をしてはいますが、市では、民間保育所等に対して、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、保育体制が整うよう支援しています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえ

て、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】 保育課

まず、保育士の処遇改善については、「八潮市民間保育所等運営補助金交付要綱」の補助メニューとして、平成29年度から「保育士の宿舍借り上げ」、令和元年度から「保育士の処遇改善」を実施しており、保育士の処遇改善に努めています。

市では、民間保育所等には保育の受け皿として児童を受け入れていただくとともに、安全安心な保育を安定して提供していただく必要があると考えていることから、近隣自治体の状況や先進自治体の事例などを参考に検討していきたいと考えています。

次に、保育士の配置基準については、国において1歳児は6対1から5対1に、4、5歳児は30対1から25対1に改善されることが検討されています。

本市における影響について、4、5歳児については、市内の全ての保育所等で認可定員は25人以下で設定しているため、新しい基準になった場合の影響はないものと考えています。1歳児については、県の事業において4対1で保育を実施する施設に対する支援制度があり、一部の民間保育施設では活用しているため、未活用の保育施設に対して県の事業について周知していきます。

また、国において新しい基準に関する内容が決定しましたら、施設への情報提供を速やかに行うとともに、保育士確保のための支援を行っていききたいと考えています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】 保育課

0歳から2歳児は、家庭で子育てをしている世帯の割合も多く、保育の無償化に当たっては、保育を利用しない家庭への支援策も併せて検討する必要があることから、国の施策として対応するよう機会を捉えて要望していきたいと考えています。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】 保育課

国からは、給食食材料費（副食費）の取扱いについて、これまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっては、この考え方を維持することを基本とすることとされています。

軽減措置については、年収360万円未満相当世帯等を対象とすることとされていますが、市では、独自に市民税所得割が57,700円以上65,000円未満となる世帯につ

いても、副食費の軽減対象としています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育課

本市では、令和4年4月時点で届け出のあった9か所の施設に対し、令和4年度に立ち入り調査などを行っており、全ての施設において指導監督基準を満たしていることを確認しています。

市といたしましては、今後もすべての認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう年1回の立ち入り調査などの指導監督を実施していきたいと考えています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

本市では、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用者一人ひとりが保育の必要性に合わせて保育所等を利用し、利用者が必要とする保育サービスを受けることができるよう、保育に格差が生じないための必要な支援に努めています。

また、安全・安心な保育を実施するために、本市では、個別研修の他、定期的に市内保育施設の全保育士を対象に研修会を実施することで、保育の質の向上に努めています。

今後におきましても、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育に格差が生じないように、支援に努めていきたいと考えています。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

本市では、学童保育需要に対応するため、平成30年度から令和3年度までに5か所の民設民営学童保育所を整備しており、現在13か所で運営しています。

今後も八潮駅周辺の住環境整備に伴う子育て世代の流入、女性就業率の上昇など、更に学童保育所の需要が見込まれますので、令和6年度には新しい民設民営学童保育所を整備する予定です。

今後におきましても、学童保育所の入所希望数や施設整備の量の見込みを推計するとともに、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

また、各学童保育所の定員数については、児童の受入状況や施設面積に合わせて、30人から80人までの範囲で定員数を定めています。学童保育所においては原則「1支援単位

40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模での運営を行っています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育課

本市では、民間学童保育所の運営を支援するための「八潮市民間学童保育所運営費補助金」の補助メニューとして、令和4年度から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しており、学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善に努めています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 保育課

放課後児童支援員の配置については、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に基づき、国の支援基準を超えて、1支援ごとに20人未満の場合は支援員を2人以上、20人以上の場合は支援員を3人以上の配置とし、運営形態に関わらず、常勤の配置に努めることとしており、民間事業所の支援員の配置に対し、埼玉県の単独事業として支援員加算が設けられているところです。

また本市では、公営、民営ともに学童保育指導員の配置について、国の配置基準である「支援単位ごとに2人以上とする」に対して、「八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準に定める条例」に基づき、「支援単位ごとに3人以上とし、かつ、利用者10人あたり1人以上」としており、国の基準よりも、児童に対して細やかな対応ができるようにしています。

県単独事業の加算については、貴重な財源であることから、公立公営地域も対象となるように機会を捉えて、働きかけていきたいと考えています。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】 子育て支援課

本市のこども医療費の助成については、平成29年4月診療分から、中学3年生までの入院及び通院等に係る医療費を全額助成の対象としています。また、所得制限を設けない、入院時食事療養標準負担を全額助成の対象とするなど、埼玉県の補助基準より拡充して実施しています。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子

ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】 子育て支援課

対象年齢の拡大については、国の少子化対策に関する施策、埼玉県補助基準の拡大などを見極めながら、県内の動向を注視して検討していきます。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】 子育て支援課

国に対しては、中学校修了前児童に係る医療費について、国費を充当することで負担軽減を図るよう、要望しています。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】 子育て支援課

県に対しては、乳幼児医療費支給事業補助金の制度を改め、対象年齢を義務教育就学児まで拡大するとともに、補助要件から所得制限、自己負担金を撤廃するよう、要望しています。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】 子育て支援課

子ども医療費の定額負担については、子育て世帯の経済的負担、子どもの健康増進等の影響を考慮し、検討されている制度内容の動向を注視していきます。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】 国保年金課

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、18歳未満の子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただいています。

本来徴収すべき保険税を財政支援(繰入)によって賄うこととした場合には、法定外繰入となりますが、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

なお、当市の国民健康保険税条例は、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に年齢や総所得金額で一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、被保険者の方に負担いただく保険税相当金額を年齢を要件として減免することは難しいと考えています。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 学務課

小・中学校給食を安全な地元農産物の活用については、令和4年度は地元農産物を使用した給食を計6日提供し、延べ9回、使用しています。内訳は、長ねぎ5回・大根3回・小松ペーパーストを1回使用し、同日に長ねぎと大根を同時に使用した日が3日ありました。

令和5年度は、八潮市特産物である「小松菜」を学校給食での提供を再開し、計12日提供

し、延べ14回の使用を予定しています。

今後も衛生管理に気を付けながら、地元農産物の活用ができるよう、計画していきます。

給食費の無償化については、学校給食法において、食材については保護者負担とされていますが、現在、国では学校給食費の無償化に向けた実態の把握と課題の整理を行っており、今後、実態把握に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題を調査するとともに、併せて、無償化の検討に当たって考慮すべき観点を踏まえつつ、学校給食の実態を調査すると伺っています。

本市では、現時点で無償化の考えはございませんが、今後、国の調査結果や県の動向・近隣自治体の状況に注視しながら、調査研究してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】社会福祉課

本市では、2種類の「生活保護のしおり」を用いて生活保護事務を進めています。一方は、生活保護制度の要点をご説明するものと、他方は、生活保護の開始時に制度の詳細をご説明するものです。この2種類のしおりをさらに分かりやすい内容にするため、平成30年12月に全面的に見直しするとともに、文中の漢字に読み仮名をふるなどの改訂を行いました。

しおりには、状況に応じて親族に対する扶養照会を見合わせることや、ご本人の意思があればどなたでも申請できる旨を明記しています。

また、令和4年5月10日付け埼玉県福祉部社会福祉課長事務連絡「扶養照会に係る留意事項について（依頼）」を受け、扶養照会について内容を変更しています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】社会福祉課

従前より、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められているため、受給者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるようご説明させていただいております。

扶養義務者の扶養は「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されていますの

で、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者に対しては基本的に直接の扶養照会を行わない取扱いとしています。よって、現状に応じて、扶養調査の判断を行っております。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】社会福祉課

本市の生活保護のケースワーク業務を外部委託とする予定はありません。原則どおり、職員が福祉事務所でっております。

また、不正受給防止対策専門員として、被保護者の適正支給の徹底を図るため警察官OBを採用しています。主な業務は、被保護者の受給要件、生活実態、資産等に疑義が生じた場合の調査であり、調査に関しては個人情報の取扱いに配慮し、かつ、調査事項については担当から依頼を受けた事項に限るものとして人権に配慮しています。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】社会福祉課

当市の生活保護の決定・変更通知書につきましては、すべて「保護決定・変更通知書」を発行し、窓口での手渡し又は郵送により通知しています。

保護費の算出に際しては、各種加算額、収入認定額等のほか、前月以前の保護費の減額分を調整する「収入充当」など様々な要因が関係するため、システムによる定型的な出力様式のみでは説明が難しい場合があると思われまます。

そのため、生活保護利用者から受給額の増減等に関する問い合わせについては、担当ケースワーカーが個別に対応し、具体的な明細や計算方法等を示して、分かりやすく、丁寧な説明に努めています。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用す

るとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】 社会福祉課

本市のケースワーカー人数は、社会福祉法に定められた基準を満たしています。

また、ケースワーカー経験のある会計年度任用職員を配置するなど、生活保護利用者からの相談等に対し、適切な説明及び助言ができる体制を整えています。

研修については、埼玉県が主催する新任ケースワーカー研修に新規配置職員を全員参加させているほか、厚生労働省が主催する全国ケースワーカー研修や査察指導員研究協議会にも積極的に参加しており、継続的な職員の資質の向上に努めています。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】 社会福祉課

無料低額宿泊所への入居については、生活保護利用者が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、同所を案内することはありません。しかしながら、ホームレス状態にある方や家賃の滞納がある方たちは、即時入居できる物件を見つけることが困難であることから、生活保護利用者本人の同意のもと無料低額宿泊所へ入居するケースもあります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】 社会福祉課

夏季加算については、国及び埼玉県などに要望の機会があれば要望していきたいと考えています。また、自治体として独自の電気代補助につきましては、収入認定との問題もあり、国や他自治体の動向を鑑みて、調査・研究していきます。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 社会福祉課

本市の生活困窮者自立相談支援事業は、平成27年度から実施し、相談支援員が生活に困窮する方々に対して、きめ細かな相談を行っています。

また、平成29年度からは、生活困窮者自立支援制度における「就労準備支援事業」を開始して就労支援の拡大を図り、さらに平成30年度からは「家計改善支援事業」を開始し、自立した生活が送れるよう着実な支援の推進に努めています。

総合的な支援の充実のため、生活困窮者自立相談支援員と生活保護面接相談員との連携及びコミュニケーションがとりやすい執務環境を整えるなど配慮しています。

生活困窮者自立支援事業によってもなお生活に困窮する方々に対しては、生活保護の申請を含めた切れ目のない継続的なサポートを行うことで、必要な方が必要な支援などを受けられる環境の整備にも努めています。